

「大阪市人権相談事業（長期継続契約）」 公募型プロポーザル 募集要項

1 事業名称

大阪市人権相談事業（長期継続契約）

2 事業内容に関する事項

（1）事業目的

「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」において、人権侵害が起こった時の備えとして位置付けられる人権相談事業を効果的に実施するため、人権啓発・相談センターに、人権相談に対応する専門相談員を配置するとともに、大阪弁護士会や専門相談機関等との連携を図ることなどにより、複雑、多様な人権侵害の早期発見と救済につなげていくことを目的とする。

（2）事業対象者

大阪市内に居住する人（以下「市民」という。）ただし、市民以外の場合であっても、誠意ある態度をもって対応すること。

（3）事業内容

別紙：仕様書を参照

（4）報告書の作成

月次及び年次の人権相談事業報告書を発注者の指定する様式に従って作成し、速やかに報告すること。

（5）事業経費（契約上限額）

金 101,016,000 円（令和 6～8 年度の総額、消費税及び地方消費税等含む）を上限とする。

各年度の上限額は次のとおり。

令和 6 年度	金 33,672,000 円
令和 7 年度（予定）	金 33,672,000 円
令和 8 年度（予定）	金 33,672,000 円
合計	金 101,016,000 円

ただし、本事業は、令和 6～8 年度の各年度予算が成立しない場合、令和 6 年度は契約を行わず、令和 7・8 年度は契約を解除することができるものとする。また、各年度予算が変更された場合は、受注者と協議の上、契約の一部を変更して契約を締結する場合があります、受注者はこれに応じるものとする。

（6）契約期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

（7）費用分担

ア 事務所の電話料、光熱水費、清掃費は発注者で負担する。

イ 受注者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費（交通費や必要な備品の調達費用等）は契約金額に含まれるものとし、発注者はア及び契約金額以外の費用は負担しない。

（８）成果目標の達成にかかる契約金額への反映等について

ア 各年度の人権相談事業については、相談者の満足度（電話、面談、メール相談による利用者アンケート）の目標値を 95%以上、相談者の有用度（相談者が利用者アンケートにおいて満足したと答えた人の内、「適正な対応をしてもらえた」又は「問題の整理を図ることが実感できた」と答えた人の割合）の目標値を 80%以上に設定している。そのため、企画提案にあたっては上記の達成につながる成果目標（以下「成果目標」という。）を企画提案書で提案すること。

イ 成果目標と検証方法については、企画提案に基づき別途サービス水準合意書を結ぶこととする。

ウ 契約金額のうち 1%についてはアの成果目標の達成状況に応じて支払うこととし、成果目標を達成できなかった場合には、契約金額を減額することとする。減額変更における支払額への反映は、別途「支払いに関する特記事項」で定めることとする。

3 契約に関する事項

（１）契約の方法

大阪市民局ダイバーシティ推進室人権啓発・相談事業等委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）での意見徴収を踏まえて選定した最も優れた提案の提出者と大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。ただし、提案内容（事業実施経費を含む）は、実現を約束したものとみなす。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

また、発注者は契約締結後においても受注者が本提案における失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

（２）委託料の支払い

委託料の支払いは、発注者の検査を受け経費額を確定したのち、受注者の請求に基づき支払う。業務の完了前に、業務の出来高部分（発注者の検査を受け経費額を確定したものに限る。）に相当する金額について、部分払いを請求することができる。ただし、この請求は同一月内に 1 回を超えることはできない。

（３）契約保証金

契約保証金	免除
保証人	否

（４）再委託について

ア 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、委託業務における総

合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受託者はこれを再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

公募型プロポーザル参加申出時において、次に掲げる条件の全てに該当し、「市民局契約事務審査会」においてその資格を認めた者は、本案件についての公募型プロポーザルに参加することができることとする。(ただし、(2)(3)については、いずれか一方に該当する者とする。)

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿(委託)に登録されていること。

(3) 令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿(委託)に登録されていない者については、令和6年1月1日現在、引き続いて1年以上営業を行っており、かつ納税義務者にあつては、直近2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税(土地・家屋、償却資産)を完納していること。

(4) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (8) 上記(1)から(7)の条件を満たす団体同士（ただし、(2)(3)についてはいずれか一方を満たすこと。）の共同体での申請は、以下の要件をすべて満たしているときに限り可能とする。
- ア 全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる団体とすること。
 - イ 参加申出書類提出後、代表者及び共同体を構成する団体（構成員）の変更は認めない。
 - ウ 代表者とならない団体にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - エ 参加申出書類提出時に共同体の協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの団体の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - オ 単独で応募した団体は、共同体の構成員となることはできない。
 - カ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。
- (9) 本件について発注者が実施する「公募型プロポーザル実施説明会」に参加すること。

5 スケジュール

・ 公募開始・要項配布・説明会参加受付	令和6年1月5日（金）
・ 説明会参加申込期限・質問受付締切	令和6年1月12日（金）
・ 実施説明会開催・質問回答・参加申出受付	令和6年1月19日（金）
・ 参加申出書類提出期限	令和6年1月23日（火）
・ 参加指名通知	令和6年1月31日（水）
・ 企画提案書受付開始	令和6年2月5日（月）
・ 企画提案書提出締切	令和6年2月9日（金）
・ 選定委員会開催	令和6年2月 中旬
・ 選定結果通知	令和6年2月 下旬

6 応募手続き等に関する事項

(1) 公募型プロポーザル実施説明会

ア 日時

令和6年1月19日（金）午後1時45分（受付は午後1時30分開始）

イ 場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所4階北側）
市民局第5、6会議室

(2) 説明会参加申込及び質問の受付

説明会に参加する場合は、必ず令和6年1月12日（金）までの土曜、日曜、祝日を除く、午前9時から午後5時30分（ただし、午後0時15分から午後1時を除く。）の間に「大阪市人権相談

事業（長期継続契約）公募型プロポーザル実施説明会参加申込書及び応募に係る質問票」【様式1】を提出すること。提出先は「8 その他（2）」に同じ。（ファックス及び電子メールでの送信も可。その場合、必ず確認電話を入れること。）

また、質問をする場合は参加申込の際に提出する上記「大阪市人権相談事業（長期継続契約）公募型プロポーザル実施説明会参加申込書及び応募に係る質問票」【様式1】に記載すること。

受け付けた質問については、令和6年1月19日（金）の公募型プロポーザル実施説明会で回答する。

なお、締切り以降の質問については受け付けない。

（3）参加申出書類の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、公募型プロポーザル実施説明会終了後から令和6年1月23日（火）までの午前9時から午後5時30分（ただし、午後0時15分から午後1時を除く）の間に次の書類を「8 その他（2）」に提出し、「市民局契約事務審査会」において、公募型プロポーザル参加資格審査を受けること。

なお、共同体での参加の場合は、下記イ～コについては各法人（構成員）分を提出すること。

ア 公募型プロポーザル参加申出書【様式2】

イ 事業概要（団体の業務内容がわかるもの。自由形式）

ウ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（ただし、法人の場合。提出前3箇月以内発行されたもの：写し可）もしくは任意団体にあつては定款等に相当する書類

エ 申請内容確認書（実印押印要）【様式3】

オ 印鑑証明書（提出日前3箇月以内に発行：写し不可）

カ 使用印鑑届【様式4】

キ 団体目的等についての誓約書【様式5】

ク 直近2箇年の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可）（税務署の様式その3またはその1、その3の2、その3の3も可）ただし、非課税で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。

ケ 直近2箇年の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可）ただし、営業が2年未満の者もしくは非課税で本証明書が2箇年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。

コ 委任状（共同体での申請の場合のみ）【様式6】

サ 協定書（共同体での申請の場合のみ）（様式自由）

なお、令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、上記ウ～カ、ク、ケは省略できるものとする。

また、上記名簿に登録されていない者であっても、提出日から前3箇月以内に市民局において、他のコンペもしくはプロポーザルに参加申請を行い、かつキ、クを提出済みの者はその旨をアに記載することによって上記ウ～カ、ク、ケは省略できるものとする。

（4）参加者の指名等

ア 参加指名通知書は、令和6年1月31日（水）付けで通知する。

イ 指名されなかった申出者に対しては、その理由を付した通知書を交付する。

(5) 企画提案書の提出

企画提案書については、次の要領で作成し、正本1部、副本10部を提出すること。提出する提案は1案とする。(複数の提案は認めない。)

- ・ 正本：事業者名を記入し印鑑を押印したもの
- ・ 副本：事業者名や事業者が特定される表現の記載のないもの又は事業者名や事業者が特定されないようにマスキングしたもの

ア 企画提案書の必須記載項目は以下のとおりとする。

様式8-1

- ・ 応募理由
- ・ 事業実施方針

様式8-2-1

- ・ 従事者の配置人数や保有する関連資格等

様式8-2-2

- ・ 相談業務従事予定者を専門相談員として育成する取組み
- ・ 個人情報保護及び管理のための取組み内容
- ・ 人権相談業務または類似する業務についての実績

様式8-3

- ・ 認知度向上に関する取組み

様式8-4

- ・ 区人権相談担当者のスキルアップに向けた取組み

様式8-5

- ・ 相談者の利便性を高め、利用件数増につなげる方策
(例えば、SNSを活用したメール相談のPR・利用の誘導、本市システムを活用したもの以外で独自回線によるメール相談の受付など。ただし、独自回線によるメール相談を提案する場合には個人情報の漏えい防止などセキュリティ対策についても合わせて提案すること。)
- ・ 業務または業務に関連して行う工夫や独創的な取組み
(ただし、同取組みにより事業の効率や効果向上が期待できるものに限る)
- ・ 事業効果にかかる分析手法に関する提案

様式8-5については、提案内容が無い場合には「提案なし」と記載すること。

様式8-6-1

- ・ 経費の内訳(令和6年度)

様式8-6-2

- ・ 経費の内訳(令和7年度)

様式8-6-3

- ・ 経費の内訳(令和8年度)

イ 企画提案書作成上の留意点

(ア) 様式8を用いること、用紙のサイズは、A4縦両面とする。(ただし、図面等はこの限りではない。)

(イ) 様式7を表紙として付けること。

ウ 受付期間

令和6年2月5日(月)から令和6年2月9日(金)までの土日祝を除く、午前9時から午後5時30分まで。(ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。)

エ 提出先・方法

「8 その他(2)」に記載した提出先に直接持参して提出すること。(メール、FAX及び郵送等不可)

7 選定に関する事項

(1) 審査・選定方針

ア 選定方式は、本業務の実施にあたっての提案を求め、その内容等を総合的に比較検討し、最も的確と判断される、事業者を選定する、公募型プロポーザルとする。

イ 選定委員会における審査は、企画提案書及び同提案書をもとに行われるプレゼンテーションの内容について採点を行い、これを踏まえて、発注者が事業者の選定を行う。

ただし、審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いるときは、「(2) 選定基準」に記載する評価項目のうち、「事業効果等を高めるため、提案した企画内容が的確で、効果的かつ円滑に遂行できるものかどうか。」の得点が高い方を最優秀提案者とする。なお、評価点の合計が60点に満たなかった場合は、評価点の合計が最も高い業者であっても、その事業者の提案は採用しない。

ウ 審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

エ 選定委員会は令和6年2月中旬に開催する。なお、選定委員会における各提案者のプレゼンテーションの開始時刻等については、「6 応募手続き等に関する事項(4)ア」の参加指名通知書の送付時に同封する別途通知書にて知らせる。

オ プレゼンテーション時に、当初の企画提案書以外に新たな説明資料を追加することはできない。また、説明時にパワーポイントは、使用できない。

カ 選定結果の通知を受けた参加者は、その結果について疑義があるときは、表記記載の問い合わせ先に、説明を求めることができる。

(2) 選定基準

企画提案の内容について、以下の各評価項目の配点にしたがって総合的に公平かつ客観的に評価を行う。

(配点設定)

評価項目	配点
事業の目標・運営方針、事業実施にあたっての企画内容	50点
・事業の目的、内容が十分に理解されているか。	(15点)
・事業効果等をも高めるため、提案した企画内容が的確で、効果的かつ円滑に遂行できるものかどうか。	(30点)
・事業効果にかかる分析手法が提案されているか。	(5点)
大阪市人権相談事業の運営体制	40点
・専門相談員に適した人材を確保し、人員配置や人材育成のための体制を十分に整えているか。	(10点)
・人権課題や人権侵害を予防・救済する具体的方法や他機関とのネットワーク等を有しているか。	(10点)
・個人情報保護及び管理するための措置が厳格に講じられているか。	(10点)
・人権相談業務または類似する業務について実績が十分にあるか。	(10点)
費用積算根拠の妥当性	10点
・企画内容と比較して、費用の積算に妥当性があるか。	(10点)
計	100点満点

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、審査結果とともに発注者ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 申出書類、企画提案書の作成や提出等、当公募型プロポーザルにかかる費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての提出物は理由の如何を問わず返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）
- オ 受付後の参加申出書、企画提案書等の撤回、取消及び変更は認めない。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 本委託業務の履行にあたっては、仕様書に記載された内容を遵守し、提案した内容を誠実に履行すること。

（ 2 ）提出先、問い合わせ先

〒550-0012 大阪市西区立売堀 4 丁目 10 番 18 号 阿波座センタービル 1 階
大阪市人権啓発・相談センター
電話番号：06-6532-7631 ファックス番号：06-6532-7640
電子メール：ca0016@city.osaka.lg.jp